

なぜ柏崎刈羽原発を動かしてはいけないのか

柏崎刈羽原発は新潟県柏崎市、刈羽村にまたがる東京電力の発電所です。7基の原子炉を有し、合計出力は821万2,000kWと世界最大です。発電された電気は首都圏に送られます。

2007年、新潟県中越沖地震により稼働するすべての原子炉は自動停止しました。その後運転が再開されますが、2011年福島第一原発事故後、再度すべての原子炉が停止しました。

2017年、6、7号機が再稼働のための原子力規制委員会の審査に合格しましたが、その後、運転員のIDカード不正使用など、核セキュリティ上の杜撰な管理実態や不祥事が相次いで発覚。2021年、原子力規制委員会は事実上の運転禁止命令を出しましたが、2023年12月に解除されました。現在、再稼働をめぐる地元同意が焦点となっています。

東電は信頼できない

柏崎刈羽原発は、福島第一原発事故を起こした東京電力の原発です。東電では隠ぺいや不祥事が多発しており、能力やガバナンス、情報公開姿勢、安全文化の欠如が明らかです。

2002年には、柏崎刈羽原発、福島第一・第二など計13基の原発で、ひび割れや故障を長年にわたり意図的に隠ぺいし、記録を改ざんしていたことが内部告発をきっかけに明らかになりました。

2011年3月に発生した福島第一原発事故では、早い段階で炉心溶融（メルトダウン）を認識していながらそれを公表せず、炉心損傷としていました。その後も東電は「炉心溶融の判断基準はない」としていましたが、2016年になってから東電は「炉心溶融の判定マニュアル」を有していたこと、それに従えば、事故直後から炉心溶融の状況であったことが明らかになりました。

地震による破壊の危険性

柏崎刈羽原発は、東北地方の日本海沿岸から信州・北陸に至る地震帯の真っ只中に位置しています。昔からM7クラスの地震がたくさん起こっている柏崎付近は、大地震の危険性を想定すべき場所でしたが、原発の建設当時は、それを考慮せずに政治的に原発の設置が決められた経緯があります。大地震が来れば破壊の危険を免れません。

事故が起きれば避難は不可能

原子力規制委員会の定めた原子力災害対策指針は、原発で深刻な事故が発生した場合、PAZ（原発から半径5km圏内）の住民が避難、UPZ（半径5-30km圏内）の住民は屋内退避するというものです。しかし、能登半島地震では、多くの家屋が倒壊し、避難路も通行不能になりました。つまり、地震等の天災と原発事故との複合災害では、避難も屋内退避もできない状況となるのです。

さらに大雪と重なった時には道路が通行できなくなり、避難が困難になることも予想されます。「大雪の時に避難できない」という地元の懸念に対して政府の対応案では、大雪の際には5km圏でも自宅などで屋内退避とする、原発から5~30キロの範囲では屋内退避中にも屋根の雪下ろしなど、最低限必要な一時的な外出は可能などとしています。しかし、そもそも原発事故時に半径5km圏を即時避難としたのは、屋内退避では被ばくを十分防ぐことができないからでした。政府の対応案は、住民に被ばくリスクを強いるものに他なりません。

核のごみの行き場はない

2024年9月、青森県むつ市に建設された中間貯蔵施設に、柏崎刈羽原発の使用済み核燃料69体が搬入されました。2年後には本格搬入がはじまります。柏崎刈羽原発の使用済み核燃料は、敷地内の保管用プールにためられていますが、貯蔵率は6号機が92%、7号機が97%で、容量の上限に近づいていました。

中間貯蔵施設の運用期間である50年が経過した後の核燃料の搬出先について国は「六ヶ所再処理工場に搬出する」と説明しています。しかし六ヶ所再処理工場は工事完成を27回も延期しており、稼働する前から老朽化が懸念される事態となっています。また、たとえ六ヶ所再処理工場が稼働したとしても、そこで生じた放射性廃液をガラスで固めた「核のごみ」の行き場は決まっていません。地震列島日本に、10万年先まで核のごみを安全に保管できる場所などどこにもないのです。

柏崎刈羽原発の再稼働は、行き場のない核のごみを増やし、将来世代への負の遺産を増やします。

再稼働阻止全国ネットワーク

メール: info@saikadososhinet.sakura.ne.jp TEL: 070-6650-5549
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-1 TKiビル3階 たんぽぽ舎気付
URL <http://saikadososhinet.sakura.ne.jp/rn/>